

茨木市緑の基本計画 骨子案

第3章 目指すべき緑の方向性

○緑の将来像

- (A案) 人持ちで 緑が育む ほっといばらき
- (B案) 緑が育む ほっといばらき もっと、ずっと

○計画改訂にあたっての基本的な視点

- ・緑の質の向上に向けて、緑を通して様々な都市活動が活発になるという緑の媒体効果も含め、様々な緑の効果を最大限に活かした取り組みを位置付ける。
- ・従来の公園や緑地等の枠組みにとらわれず、地域の特性に応じた多様な緑の保全・創造・再生を図る。
- ・これまで以上に市民・事業者主体や市民・事業者と行政との協働による取り組みを拡大する。

○基本的な方針

- <方針1>
市民の生活や様々な都市活動の中で身近な緑を活かしましょう
- <方針2>
市民の共有の財産として緑を守り育て、次世代に継承しましょう
- <方針3>
市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう

※本計画における「市民」とは、市内居住者だけでなく在学、在勤など本市において活動するあらゆる人々を指します。

第4章 緑のまちづくりの取り組み

第5章 重点的・先導的な取り組み

第6章 計画の推進に向けて

市のまちづくりの方向性：環境基本計画

○環境像

- ・心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

○基本施策

- ・いごちの良い生活環境をたもつ
- ・バランスのとれた自然環境をつくる
- ・ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- ・きちんと分別で資源の循環をすすめる

市のまちづくりの方向性：都市計画マスタープラン

○キャッチフレーズ

- ・「人持ち」でつながる「人力タウン」茨木

○都市づくりプラン

- ・広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める
- ・無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める
- ・既存ストックの有効活用を進める
- ・暮らしの安全・安心を確保する
- ・良好でうるおいのある住環境の形成を進める
- ・多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ
- ・都市の活力を高める産業を創り、守り育てる
- ・暮らしを支える「拠点」を活性化
- ・憩いと癒しの空間を守り、つくる
- ・まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める
- ・地域と暮らしを支える交通システムを構築する
- ・人と環境にやさしい都市づくりを進める
- ・市民・民間によるまちづくりを進める

市のまちづくりの方向性：総合計画より

○スローガン ほっといばらき もっと、ずっと

○まちの将来像

- ・ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
- ・みんなの「楽しい」が見つかる文化のまち
- ・都市活力がみなぎる便利で快適なまち
- ・次代の社会を担う子どもたちを育むまち
- ・市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち
- ・心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

第1章 緑の基本計画とは

○計画策定にあたって

○計画の枠組み

第2章 茨木の緑の特性と課題

○茨木の緑の特徴

- ・市の基幹的な緑として、全長約 5km の元茨木川緑地や総合公園である西河原公園など大規模な緑地や公園が整備されているとともに、街区公園や児童遊園など市民の生活に身近な400箇所ほどの公園も、きめ細かく配置されている。
- ・都市公園等については、計画的な整備を進めてきており、大規模開発地や池沼での整備を除けば、市街地での整備はおおむね完了してきている。
- ・指導行政等による民間開発での緑地等の確保について努めてきたが、さらなる取組拡大の余地がある。
- ・一部の市立小・中学校においては、グラウンドの芝生化及びピオトープの取組を進めている。
- ・緑のオープンスペースとしての機能を持つ社寺や古墳、河川、ため池、農地、街路樹など、公園・緑地以外でも様々な種類の緑が数多く分布している。
- ・北部に広がる山林では、モチツツジ・アカマツ群落、コナラ群などの天然林が多いことが大きな特徴である。
- ・整備後数十年が経過して老木化や施設の老朽化が進む公園・緑地が増えつつある。
- ・一部の山林では人による樹木更新がされなくなったため大木化が進み、ナラ枯れ、マツ枯れが発生している。



○緑を取り巻く社会潮流

- ・人口減少・少子高齢化が進む中、「選択と集中」の考え方のもと緑の「量」とともに、維持管理や利用方法の新たな展開も含めた「質」の向上が重要になっている。
- ・市民ニーズや価値観の多様化、複雑化を背景として市民の主体的な取り組みや市民一人ひとりがまちづくり活動に参画する意識の醸成が求められている中、市民主体による公園・緑地の維持管理や里山保全、環境教育など緑に関する様々な活動が取り組まれている。
- ・大阪府において「みどりの風促進区域」が指定されるなど、緑を重視したまちづくりが広がりをを見せている。
- ・全国的に森林保全の財源確保のため森林環境税を導入する県が増加する中、大阪府においても森林保全と都市緑化を推進するための財源確保に向けて新たな課税制度が検討されており、緑の施策をより一層進める環境が整いつつある。
- ・地球レベルでの温暖化対策や生物多様性の確保が求められる中、CO2 吸収源・固定源や生物生息の場として緑を確保していくことが求められている。
- ・防災・減災のまちづくりに向けて防火植栽、避難場所・避難経路の確保など、緑の防災機能の向上・充実が求められている。

○緑のまちづくりにかかる課題

- ・多様な緑の効果を活かし、人々の様々な営みの中で積極的に活用していく必要がある。
- ・様々な緑を守り育て、次世代に受け継いでいく必要がある。
- ・まちの緑を再生するとともに質を高めていく必要がある。
- ・市民や事業者による緑の取組への参画を促進していく必要がある。



第4章 緑のまちづくりの取り組み

1. 市民の生活や様々な都市活動の中で身近な緑を活かしましょう

(1) 地域コミュニティやまちづくりの様々な活動の場としての緑の活用

①緑が持つ多様な特性を踏まえた様々な取組への活用
(活用例)

分野	緑の活用例	期待される効果
景観	・街路樹 ・建物周辺の緑化等	・都市の魅力向上 ・心地良いまちづくり等
防災	・防災公園、防災農地 ・敷地境界の緑化 ・法面の植栽等	・災害時の拠点や避難場所の確保 ・火災時の延焼防止 ・土砂災害防止等
環境保全	・建物緑化 ・緑地確保等	・省エネ ・生物多様性確保等
健康づくり、レクリエーション	・公園、広場 ・森林浴、ハイキングの環境づくり ・市民農園等	・市民の健康づくり ・生きがいづくり等
子育て	・緑の中での遊び等	・親子の絆づくり、友達づくり ・健やかな心身の育成等
教育、生涯学習	・公園や山林、河川等の植物や生き物を活用した環境学習、古墳や社寺等の歴史、文化も含めた地域学習等	・地域や環境保全等に対する意識の向上 ・まちに対する誇りや愛着の醸成等
福祉	・障がい者や高齢者向け等の園芸活動等	・心身の癒し、ストレス緩和等
交流、地域活性化	・公園や広場を活用した祭りや集客イベント ・コミュニティによる緑化活動等	・地域やコミュニティの活性化 ・地域の魅力向上等

(2) 緑や緑のまちづくり活動等にかかる情報の発信

①様々な手段を活用した、市の緑や緑を活用した取組の情報発信
(発信すべき情報の例)

- ・茨木市の緑の特徴（元茨木緑地など特徴ある公園・緑地、天然林が多いこと、社寺や古墳などと一体となった緑が多いことなど）
- ・四季折々の花の開花情報や見所
- ・緑に関連するイベント情報 等

3. 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう

(1) 緑の活動を担う緑化団体の育成

- ①緑化推進団体の育成
- ②みどりの指導者の育成
- ③みどりのボランティア組織の育成

(2) 緑に関わる人を増やすための普及、啓発

- ①緑化講習会の充実
- ②環境教育ボランティアによる講座、森林サポーター養成講座
- ③緑化相談所の設置
- ④緑化樹、種苗配布事業の拡充
- ⑤緑化パンフレットの作成

(3) 緑に親しみ、学ぶイベントの開催

- ①市民さくらまつり
- ②緑化展

(4) 緑の活動を支える緑化推進体制づくり

- ①花と緑のまちづくりの推進事業
- ②緑化推進委員会の充実
- ③茨木市緑化基金の充実
- ④グリーンバンク制度の推進

(5) 街に彩りを添える住宅地等の緑化事業の推進

- ①花と緑の街角づくりの推進事業
- ②生垣緑化推進事業

(6) 緑の活動を活性化させる支援制度づくり

- ①専門家の派遣制度
- ②緑化コンクール等の開催
- ③茨木市景観賞

2. 市民の共有の財産として緑を守り育て、次世代に継承しましょう

(1) 多様で豊かな緑の保全・活用

- 1) 森林の保全
 - ①自然公園
 - ②近郊緑地保全区域
 - ③保安林
 - ④地域森林計画対象民有林
- 2) 身近な樹林地の保全
 - ①保存樹林、保存樹木の保護育成
 - ②緑地の保全と整備
 - ③民有緩衝緑地
- 3) 農地の保全
 - ①農用地区域の保全
 - ②生産緑地地区の保全
- 4) 社寺林等の保全
 - ①天然記念物の樹木の保護
 - ②社寺林の保全
- 5) 景観緑地の保全
 - ①山麓地域の緑地保全
 - ②西穂積丘陵の緑地保全

(2) 市民に愛される公園・緑地等の整備と維持管理

- 1) 公園・緑地の整備・再整備と維持管理
 - ①街区公園
 - ②近隣公園
 - ③地区公園
 - ④総合公園
 - ⑤特殊公園
 - ⑥広域公園
 - ⑦都市緑地
- 2) 開発による公園・緑地の確保整備
 - ①開発指導要綱による公園の確保整備
 - ②開発指導要綱による緑地、広場、緑道の確保整備
 - ③大阪府自然環境保全条例による緑地の確保
- 3) 公共施設緑地の整備
 - ①児童遊園の整備
 - ②緑地、緑道の整備
 - ③運動施設の整備
 - ④青少年野外活動センターの整備
- 4) 民間施設緑地の整備
 - ①民間緩衝緑地の整備
 - ②公開空地の整備
 - ③市民農園の整備
 - ④ゴルフ場

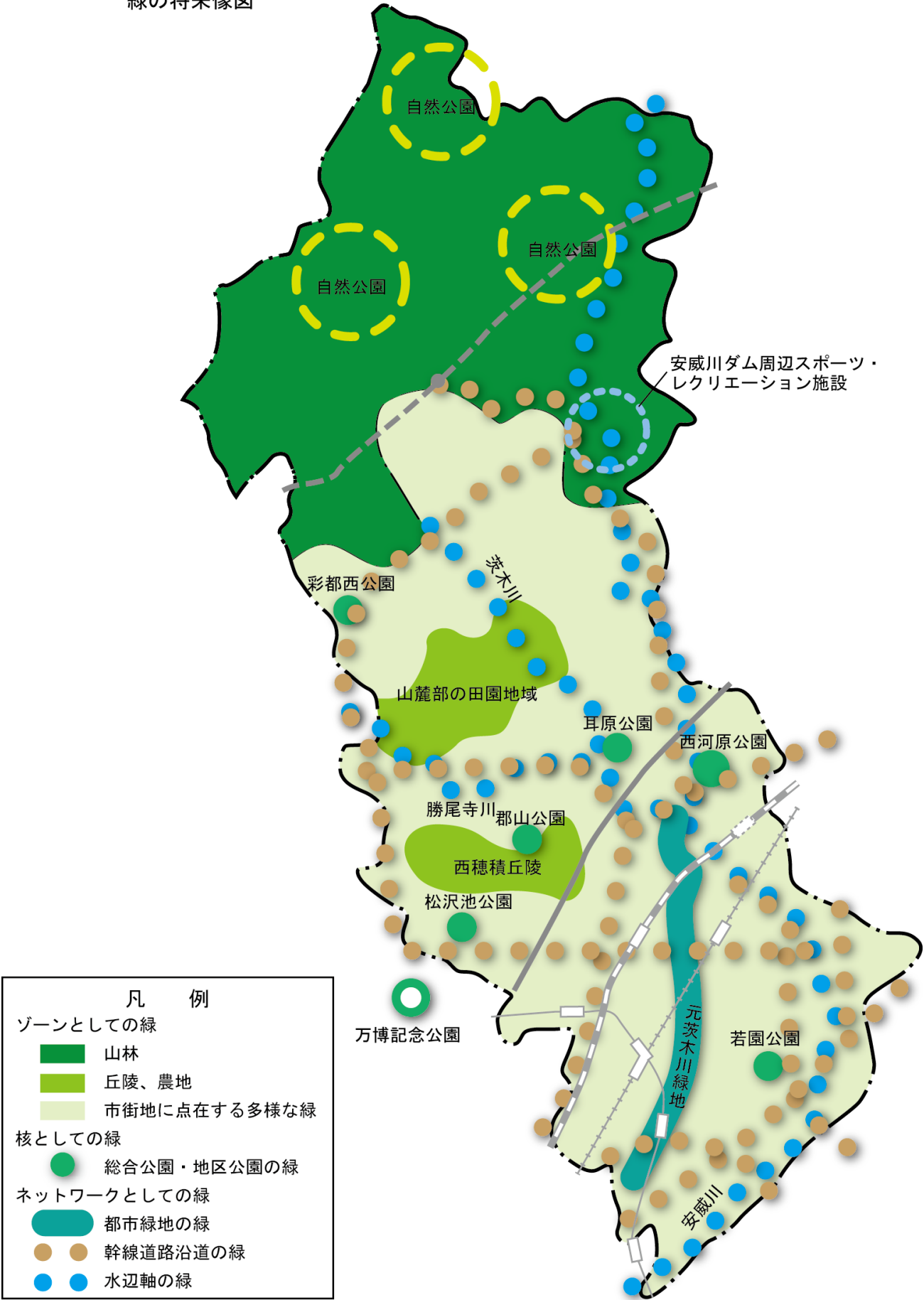
(3) 様々な緑の機能を生かす緑化の取組

- 1) 学校緑化
 - ①景観木の緑化
 - ②外周緑化
 - ③学習教材緑化
- 2) 公共施設の緑化
 - ①緑化の推進
 - ②緑地の開放
 - ③施設の緑化基準の設定
- 3) 道路の緑化
 - ①幹線道路の緑化推進
 - ②緑視効果の向上
 - ③狭小幅員道路の緑化
 - ④街角の緑化修景
 - ⑤旧街道の緑化修景
 - ⑥商店街路の緑化
- 4) 河川水路緑化
 - ①河川堤防緑化の推進
 - ②河川親水機能の向上
 - ③水辺の整備
 - ④農業用排水路の緑化整備
- 5) ハイキングコース（自然歩道）、ジョギングコースの緑化
 - ①道しるべとなる植栽、シンボルとなる植栽
 - ②緑陰となる樹木の植栽
- 6) 民間施設の緑化
 - ①緑化基準の設定
 - ②工場地の緑化
 - ③業務地の緑化
- 7) 市街地の緑化
 - ①地区計画、建築協定など住民の自発的なルールづくりによる緑化促進
 - ②生垣の緑化推進

第5章 重点的・先導的な取り組み

第6章 計画の推進に向けて

緑の将来像図



		緑の目指す方向性	緑の展開イメージ
ゾーンとしての緑	山林	北部山地の緑は、保全・活用を基本としつつ、人と自然が共存し、相互に緑の持つ機能を共有するゾーンとします。	林業としての人工林の生育管理のほか、防災や景観形成、生態系保全などの観点から天然林の維持・管理が適切になされ、健全な森林が維持されています。
	丘陵、農地	北部地域の山麓や西穂積丘陵の緑では、まとまりある農地や里山林として保全するとともに、市街地背後の緑豊かな景観形成にかかる重要な要素として保全を図ります。	農地については、立地条件等を生かした都市近郊型農業が行われています。 丘陵の緑については、都市内のまとまった緑のオープンスペースとして景観形成のほか、生物生息の場やレクリエーションなど身近な自然との触れ合いの場として活用されています。
	市街地に点在する緑	市街地については、公園・緑地のほか、社寺や古墳の緑、農地、施設周囲の緑など地区の特性や周辺環境との調和に配慮したきめ細かな緑の保全、整備を図ります。	様々な緑が持つ多様な機能を生かし、人々の安全で豊かな暮らしや地域の活性化などに貢献しています。
核としての緑	自然公園	北部の3箇所の自然公園については、適切な維持管理により天然林を主体とした豊かな自然環境の保全を図ります。	森林の適切な維持管理がされ、レクリエーションや環境教育など豊かな自然を活用した多様な活動が展開されています。
	安威川ダム周辺スポーツ・レクリエーション施設	安威川ダム周辺については、ダム整備と合わせてスポーツ・レクリエーション機能をもった緑の拠点とします。	周囲の豊かな自然環境を活かしつつ、スポーツ・レクリエーション活動が展開されています。
	総合公園・地区公園の緑	総合公園や地区公園については、公園の位置付けや地区の特性に応じて、市民に身近な緑の拠点としての充実を図ります。	人々の生活や都市活動の中での遊びや憩いとどまらず、教育や子育て、コミュニティ活性化など多様な利用に供されています。
ネットワークとしての緑	都市緑地の緑	元茨木川緑地については、市街地における長大なグリーンベルトとして保全を図ります。	さくら祭りの会場や市民の憩いの場や健康づくりの場などとして、多くの市民が気軽に緑に親しまれています。
	幹線道路沿道の緑、水辺軸の緑	幹線道路の街路樹や水辺軸については、ゾーンや核としての緑と連携する緑のネットワークを構成することで、市全体に緑の機能を増幅させ緑豊かな環境の創出を図ります。	樹木や水辺環境の適切な維持管理がなされ、景観形成や防災、生物の通り道など緑の骨格軸として様々な役割を担っています。